

# 住宅宿泊事業（民泊）を始めようとされる皆さまへ



## 制度スタート

- ・住宅宿泊事業法が平成30年6月15日に施行されました。
- ・自宅の一部やマンションの空き室などを宿泊場所として提供する「民泊」を営むためには、保健所長への届出が必要です。

## 詳しく知りたい

住宅宿泊事業（民泊）の詳しい制度解説、必要な事前準備や届出手続き等については、現在、奈良県ホームページのトップページ「注目情報」からご覧いただくことができます。

奈良県ホームページアドレス <http://www.pref.nara.jp/>

## 届出の窓口は

事業開始についての相談・届出窓口は、次の県内各保健所です。

- |        |              |         |              |
|--------|--------------|---------|--------------|
| ・郡山保健所 | 0743-51-0193 | ・中和保健所  | 0744-48-3033 |
| ・吉野保健所 | 0747-64-8131 | ・内吉野保健所 | 0747-22-3051 |

### 【ご注意】

奈良市内の区域においては奈良市が制定した条例が適用され、届出先についても奈良市保健所となります。